

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

令和7年11月13日開催

熊本県南小国町

令和7年度南小国町農業委員会11月総会

開催日時 令和7年11月13日(木) 午前10時から午前10時30分

開催場所 南小国町役場 別館 会議室

会議録署名委員(6番委員、7番委員)

日程

1. 報告第 5号 農地法第18条(通知)
2. 議案第 22号 農地法第3条(委員会)

出席委員(8名)

1番 藤 堂 伸 二 委員	2番 北 里 昌 嗣 委員
3番 河 津 篤 委員	4番 穴 井 堅 委員
5番 日 野 米 藏 委員	6番 河 津 博 文 委員
7番 甲 斐 義 隆 委員	8番 井 野 みゆき 委員

欠席委員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員(2名)

事務局 長 穴 井 康 治
事務局 野 口 駿 太 郎

参考資料といたしまして5ページ目になります。5ページ目に関係位置図。それから本日お配りしております3条現地確認写真の3ページ目の上段になっております。こちらをご覧くださいと思います。

○事務局

続きまして農地法第3条関係許可審議票につきまして、野口より説明いたします。それでは当日配付資料の審議表の2ページ目をご覧ください。

【農地法第3条関係許可審議票について詳細に説明】

以上です。

○会長

ありがとうございました。

それではこの件につきましても、私が担当委員でありますので説明を申し上げます。この件につきましては、10月18日に〇〇さんの方から農地譲渡の相談がありまして、先ほどと同じ譲渡人の〇〇さんより農業を離れるということで離農し、後継者もないため〇〇さんに譲りたいということでございました。

そういうことで皆さん方のご審議をお願いいたします。

ご質問、ご意見等ありませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

それでは賛成方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございました。

それでは全員賛成ですので、当委員会といたしまして許可をいたします。

続きまして07-15をお願いします。

○事務局長

それでは總會資料の3ページ目をお願いいたします。

(申請番号)07-15(権利)所有権移転です。(所在)赤馬場〇〇〇〇〇〇〇。(登記地目・現況地目)共に畑。面積630㎡。同じく〇〇〇〇。(登記地目・現況地目)共に田。1,057㎡。同じく〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目)共に田。601㎡。同じく〇〇〇〇。(登記地目・現況地目)共に畑。951㎡。計、田2筆1,658㎡。畑、2筆で1,581㎡。合計の4筆で3,239㎡です。(譲渡人)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。(譲受人)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇〇氏。(申請事由)は譲受人の新規農業参入のため。空き家バンクによります空き家の購入に伴います農地売買となっております。

この案件につきまして農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ、許可要件の全てを満たしていると思われ。

参考資料といたしまして6ページ目に関係地図。それから本日お配りしております3条現地確認写真の3ページ目下段から5ページ目の上段までとなっております。こちらをご覧くださいと思います。

続きまして農地法第3条関係許可審議票につきまして、野口より説明いたします。

○事務局

それでは、当日配付資料、審議表の3枚目をご覧ください。

【農地法第3条関係許可審議票について詳細に説明】

以上です。

○会長

それでは担当委員であります、4番穴井委員から説明をお願いいたします。

○4番委員

ご説明申し上げます。本議案については上旬に〇〇氏が空き家バンクを通じ空き家を購入の上、南小国に移住したいという案件でございますが、この空き家には農地が付随しており、譲渡人としては、その農地も一緒に売買の条件となっているようでした。〇〇氏も移住したら野菜等も植え付け、少しは販売の希望もありましたので、条件と希望が合致しましたことから、写真等もございませうが空き家の周りの方、それから水田も同時に購入をしての今回の申請となっております。

なお、この〇〇氏の奥さんは現住所は〇〇になっておりますけれども、奥さんは〇〇〇の出身でありまして、それこそ奥さんも真面目な方のように思いますので、何ら問題はないと思っておりますが、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長

はい。ありがとうございます。

皆さんからご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。

(〇〇推進委員手をあげる)

〇〇委員からお願いいたします。

〇〇〇

住所は〇〇〇になっておるんですが、農作業歴が5年ということになってるんで、どこで農作業をやられていたんですか。

推進委員

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

はい。審議票の全部効率利用要件の農作業歴のお尋ねかと思われませうが、この農作業歴ですね今時点で続けられてるのも含めて、昔一時期やられてたとか、そういう年数も全て含んだ歴を計上しているところです。今回お話をお伺いしたところ、農地はお持ちではないんですが、家庭菜園程度の農業を5年は続けられています、というふうにお話をお伺いしましたので、農作業歴は申請者、配偶者ともに5年というところで書かせていただいたところです。

以上です。

○会長

はい。よろしいですか。

(〇〇推進委員手をあげる)

〇〇委員からお願いします。

〇〇〇

家庭菜園というのは農作業歴に入るんですか。

推進委員

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

はい。一応、農作業歴の定義としましては、そのような家庭菜園等も含むことになっております。

以上です。

○会長

(1番委員手をあげる)

1番藤堂委員からお願いします。

○1番委員

この申請事由の欄に空き家バンクによる空き家の購入に伴うということと後、先ほど説明の中に購入予定の空き家の近隣の田畑という説明があったと思うんですけども、買われる空き家というのはどこなんですか。

○会長
○事務局

事務局からご説明をお願いします。

事務局の方から説明させていただきます。

議案で言いますと、6 ページの位置図の方をご覧くださいればわかりやすいかと思えます。ここに書いてありますいちばん南側に西方形の赤枠の申請農地があるかと思えます。その1個上のところが今回、移住予定の空き家になっております。

ですので、今回の申請地に関しましては移住予定、購入予定の空き家の周りを囲む形の農地を一括して買われる案件になっております。

以上です。

○会長
○1番委員
○会長

よろしいですか。

はい。わかりました。

他に何かございませんでしょうか。

(6番委員手をあげる)

6番河津委員からお願いします。

○6番委員
○4番委員
○6番委員
○会長

〇〇〇〇さんというのは〇〇〇〇さんの息子さんになるんですかね。

そうです。

わかりました。

その他何かございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

それでは採決に移ります。

賛成方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございました。

それでは全員賛成ですので、当委員会といたしまして許可をいたします。

続きまして07-16をお願いいたします。

○事務局長

はい。3 ページ目の下段になります。

(申請番号) 07-16 (権利) 所有権移転 (所在) 赤馬場〇〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。面積 525 m²。同じく〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。1,436 m²。同じく〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。1,064 m²。同じく赤馬場〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。2,029 m²。合計、田4筆で5,054 m²です。(譲渡人) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏。(譲受人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(申請事由)につきましては、譲受人の規模拡大のため、となっております。

この案件につきまして農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ、許可要件の全てを満たしていると思われます。

参考資料といたしましては、7 ページ目に関係位置図。それから本日お配りしました現地確認写真の5 ページ目の下段から7 ページ目となっております。こちらをご覧くださいと思います。

続きまして農地法第3条関係許可審議票につきまして野口より説明いたします。

○事務局

それでは、当日配付資料の審議表 4 枚目をご覧ください。

【農地法第 3 条関係許可審議票について詳細に説明】

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは、担当委員であります 6 番河津委員から説明お願いいたします。

○ 6 番委員

それでは説明いたします。

8 月 11 日にですね〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん兄弟ですが家に来られまして、〇〇〇月にですね所有者である〇〇〇〇さんが突然亡くなりまして、今までもう何十年も〇〇〇〇さんが 1 人でやってきております。

〇〇さんは〇〇〇〇〇〇〇〇、それから〇〇さんは〇〇〇〇〇〇〇〇でずっと生活しておいて、農地も山林とか住宅も全部処分したいということで相談がありました。田んぼについてはですね、近隣の方に相談したらどうかということで、今回所有権移転で出ております〇〇〇の〇〇〇〇〇の〇〇の〇〇君の方がですね、〇〇〇それから〇〇〇の土地については、ちょうど〇〇さんの農地に隣接しておりまして、農作業にも非常に効率的、また耕作放棄をしないためには私の方で何とか農地を守っていききたいということで、今回の申請がありました。〇〇さんの方もですね今 7 反程農地がありますが、さらに規模を拡大したいということで、今後もですね農業に十分取り組んでいきたいというふうに言っていましたので、これまでについての皆様方のご審議をお願いしたいと思います。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは皆さんからご質問ご意見等ありましたらお願いいたします。

(1 番委員手をあげる)

1 番藤堂委員からお願いします。

○ 1 番委員

はい。この件の理由の欄には規模拡大のためということと今、河津委員の方からも説明もありましたけれども、〇〇〇〇さん自体は確か〇〇〇とかもされてて、〇〇〇もやられてってということだと思んですけども、そういう農業以外の〇〇〇とか〇〇〇辺りに使うということはないんでしょうか。もう純粹に農地として使用なさるということなんでしょうか。

○会長

事務局から説明お願いします。

○事務局

はい。事務局より説明させていただきます。

確かに今、藤堂委員がご質問されていた通り、そこら辺の別の用途への転用の場面でですね、確かにご不安になるところは重々理解しているところです。一応、申請者さんもそこら辺は一度役場に来られた際には、転用はできない旨をお伝えした上で、今回 3 条の農地として利用する申請をされたところです。

その転用できない理由なんですけど、これはちょっと制度的なお話になりまして、それこそ議案の最後の 7 ページですね。一度見ていただければわかるんですけど、農地の南側にも北側にも綺麗な農地が隣接していて、その真ん中の農地を購入される案件になっております。もしここを例えば駐車場やそういうものに転用しようとする、この

続いている一団の農用地、連たんしている農地が分断されてしまい、転用になってしまいますので、基本的にこのような転用案件は通らないものになっております。ですので、制度的にも転用は制度上難しいという理由ですので、今回、今後ですね、河津委員からもご説明があった通り農業の意欲もございますので申請のほう、農地法3条として申請いただいたものでございます。

以上です。

○1番委員

はい。わかりました。

○会長

他に何か皆さんからご質問等ありましたらお願いいたします。

(4番委員手をあげる)

4番穴井委員からお願いします。

○4番委員

直接関係ないですが、農地の場合はここに居住してないと購入できないとかありますよね。あれで、この相続の関係は住んでいなくてもあれは相続できるのですか。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

今4番委員がおっしゃった通り、相続に関しましてはもう住まいなどは関係なく、そのご家族さんの中で相続権利を有する方で相続をしていただく、というのが制度上なっておりますので、そこは町内に住所を有してなくても問題はありません。

○4番委員

はい。ありがとうございました。

○会長

他に何か皆さんからご質問等ありましたらお願いします。

ありませんか。

(ありません。と言う声あり)

はい。それでは賛成方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はいありがとうございました。

それでは全員賛成ですので当委員会といたしまして許可をいたします。

以上で案件は終わりましたので、これで11月の総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和7年11月13日

南小国町農業委員会会長

署名委員 6番委員

署名委員 7番委員

会議録調整者 野口駿太郎
本誌表紙共 枚